

取締強化期間の実施！

平成29年10月16日(月)～11月6日(月)

我が国においては、依然として覚醒剤等の乱用薬物が蔓延した状況にあり、併せて爆発物等のテロ関連物資の不正輸入を阻止するため、警察、海上保安庁等の関係機関と連携を強化しつつ、積極的な水際取締りを実施しているところです。

こうした中、大阪税関においては、国民の安全・安心を確保するため、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金の密輸阻止を目的として、本年10月16日(月)から11月6日(月)までの期間を「取締強化期間」と位置付け、水際取締りを更に強化することとしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、密輸に関する不審な情報がありましたら、些細なことでも結構ですので、ご一報下さいますよう重ねてお願いいたします。



麻薬・拳銃・テロ関連物資の密輸阻止のため、
税関検査や情報提供などにご協力ください。



大 阪 税 関

密輸に関する情報などあれば、
下記までお電話ください。

密輸110番(フリーダイヤル)

0120-461-961

(24時間受付:携帯からでも無料)